

## 大口町温水プール専用許可基準

昭和57年7月1日施行

大口町温水プールの効果的な利用及び円滑な管理運営を図るため大口町温水プール設置及び管理に関する条例第5条第1項第4号の規定による専用許可制限に関する基準は当分の間次のとおりとする。

- 1 専用を申請しようとする者の所属する団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は専用を許可することができない。
  - (1) 団体等の構成人数が10人以下であるもの。
  - (2) 団体等が市町村又は、市町村の外郭団体に所属していないもの。
  - (3) 団体等が営業を目的とするとみなされるもの。
- 2 専用許可申請者の所属する団体の活動内容等が把握できないときは、当該団体等の規約、その他これに類するもの及び名簿等の必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 その他、この基準に疑義が生じたときは、教育長の意見を求め処理するものとする。